熊本県事業継続・再開支援一時金（令和3年（2021年）8月、9月分）交付要綱

（趣旨）

第1条　知事は、令和3年（2021年）8月8日からの国の「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う飲食店への時短要請や不要不急の外出・移動の自粛（以下「要請等」という。）による影響のため、売上に甚大な影響を受けた中小事業者等（次条に定める事業者をいう。）に対して予算の範囲内において、熊本県事業継続・再開支援一時金（以下「一時金」という。）を交付するものとし、この交付等に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象）

第2条　交付対象となる事業者は、熊本県内に店舗や事業所等を有する者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 令和3年（2021年）8月、9月を対象として、国の「月次支援金」及び他都道府県における同様の一時金等を申請（受給）していないこと（ただし、第4条による酒類販売事業者への上乗せ支援においては、同様の支援を他都道府県に申請（受給）していない場合、国の「月次支援金」及び他都道府県における同様の一時金等を申請（受給）した場合であっても、当該支援に限り申請（受給）できるものとする。）、かつ「熊本県時短等要請協力金」、「熊本県大規模集客施設等時短要請協力金」及び他都道府県における同様の協力金等の要請の対象事業者ではないこと。

(2) 令和3年（2021年）7月31日以前から事業による売上（事業収入）を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。

(3) 令和3年（2021年）8月、9月の月間売上（事業収入）が、要請等による影響のため、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少していること（ただし、第4条による酒類販売事業者への上乗せ支援は、30%以上減少又は2か月（対象となる月及びその前月とし、いずれの月も国の「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」が実施された区域内の飲食店と取引がある月に限る。以下同じ。）連続で15%以上減少していること。）。なお、各月の月間売上（事業収入）については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から支給された支援金、給付金等の現金給付を除いて算出するものとする。

(4) 法人が申請者の場合は、令和3年（2021年）7月31日時点において、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

ア　資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。

イ　資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき予め解雇の予告を必要とする者をいう。）の数が2,000人以下であること。

(5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ　政治団体

エ　宗教上の組織又は団体

オ　熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者

カ　アからオに掲げる者のほか、一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

2　知事は、前項第5号オに規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長あて照会することができる。

（交付額の算定）

第 3 条　交付額は次表のとおり算出する（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。

算出方法	1事業者当たりの交付上限額	
令和元年（2019 年）又は令和 2 年（2020 年）の 8 月、9 月の月間売上（事業収入）から、令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）を差し引いた金額	法人	月毎に 10 万円
	個人事業者	月毎に 5 万円

2　創業の時期その他の事情により、前項の規定により難い場合における交付額の算定方法は、知事が別に定める。

（酒類販売事業者への上乗せ支援）

第4条　国の「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う措置区域における終日酒類提供停止要請による影響を鑑み、酒類販売事業者については、熊本県内に店舗や事業所等を有し、かつ、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、次条による交付額を前条の交付額に上乗せして申請できるものとする。

(1) 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売業免許を受けていること。

(2) 終日酒類提供停止要請に応じた飲食店と直接又は間接の取引があること。

（酒類販売事業者への上乗せ交付額の算定）

第 5 条　酒類販売事業者への上乗せ交付額は次の各号のとおり算出する（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。

(1) 令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）が、終日酒類提供停止要請の影響により、前年又は前々年同月比で 90%以上減少した酒類販売事業者。

算出方法	１事業者当たりの交付上限額	
令和元年（2019 年）又は令和 2 年（2020 年）の 8 月、9 月の月間売上（事業収入）から、令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）及び国の「月次支援金」の上限額を差し引いた金額	法人	月毎に 60 万円
	個人事業者	月毎に 30 万円

(2) 令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）が、終日酒類提供停止要請の影響により、前年又は前々年同月比で 70%以上 90%未満減少した酒類販売事業者。

算出方法	１事業者当たりの交付上限額	
令和元年（2019 年）又は令和 2 年（2020 年）の 8 月、9 月の月間売上（事業収入）から、令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）及び国の「月次支援金」の上限額を差し引いた金額	法人	月毎に 40 万円
	個人事業者	月毎に 20 万円

(3) 令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）が、終日酒類提供停止要請の影響により、前年又は前々年同月比で 50%以上 70%未満減少した酒類販売事業者。

算出方法	１事業者当たりの交付上限額	
令和元年（2019 年）又は令和 2 年（2020 年）の 8 月、9 月の月間売上（事業収入）から、令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）及び国の「月次支援金」の上限額を差し引いた金額	法人	月毎に 20 万円
	個人事業者	月毎に 10 万円

(4) 令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）が、終日酒類提供停止要請の影響により、前年又は前々年同月比で 30%以上 50%未満減少した酒類販売事業者。

算出方法	１事業者当たりの 交付上限額	
令和元年（2019 年）又は令和 2 年（2020 年）の 8 月、9 月の月間売上（事業収入）から、令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）及び第 3 条の算出方法により算定した交付額を差し引いた金額	法人	月毎に 10 万円
	個人 事業者	月毎に 5 万円

（5）令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）が、終日酒類提供停止要請の影響により、前年又は前々年同月比で 2 か月（対象となる月及びその前月）連続して 15%以上減少した酒類販売事業者（前 4 号に該当する者を除く）。

算出方法	１事業者当たりの 交付上限額	
令和元年（2019 年）又は令和 2 年（2020 年）の 8 月、9 月の月間売上（事業収入）から、令和 3 年（2021 年）8 月、9 月の月間売上（事業収入）を差し引いた金額	法人	月毎に 10 万円
	個人 事業者	月毎に 5 万円

2　創業の時期その他の事情により、前項の規定により難い場合における交付額の算定方法は、知事が別に定める。

（交付申請）

第6条　規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2　規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）誓約書（別記第2号様式）

（2）その他知事が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第7条　規則第8条の規定により申請の取下げを行う場合は、別記第3号様式によるものとする。

（交付の決定及び確定等）

第8条　知事は、第6条に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2　前項の規定による一時金の交付決定及び額の確定通知は、別記第4号様式により行うものとする。

（実績報告）
第9条　規則第13条に規定する実績報告は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

（請求）
第10条　規則第16条に規定する請求は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

（一時金の返還）
第11条　一時金の交付を受けた者は、国の「月次支援金」及び他都道府県における同様の一時金等の給付を受けたときは、速やかに知事に報告しなければならない。（ただし、第4条による酒類販売事業者への上乗せ支援においては、同様の支援を他都道府県から受給していない場合、国の「月次支援金」及び他都道府県における同様の一時金等を受給した場合であっても、当該支援に限り給付できるものとする。）
2　「熊本県時短等要請協力金」、「熊本県大規模集客施設等時短要請協力金」及び他都道府県における同様の協力金等の給付を受けたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
3　知事は、前2項の報告があった場合には、必要に応じて一時金の返還を命ずるものとする。

（その他必要な事項）
第12条　この要綱及び規則に定めるもののほか、一時金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則
（施行期日）
この要綱は、令和3年（2021年）9月8日から施行する。